

「リーガルサポート あいち」です。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、成年後見業務に意欲的に取り組む司法書士の団体です。会員である司法書士は成年後見制度に関する研修を受け経験を積んで成長していくことを目指して、また皆様には、成年後見制度への理解を深めていただき、身近に感じていただくことで制度の利用を広げていくことを願って活動しています。

リーガルサポートあいち HP「<http://www.aba.ne.jp/~lisaichi/>」

リーガルサポートあいち 検索

◆成年後見に関する研修会や相談会などに、講師・相談員を派遣しております◆

リーガルサポートあいちでは、研修会や出張相談会の講師派遣、相談員派遣に取り組んでいます。成年後見制度に関する研修会や相談会、催しなどにリーガルサポート会員である司法書士を派遣します。是非、リーガルサポートあいちの出張相談や研修会をご利用下さい。

相談員・講師の派遣費用については原則的には有料ですが、場合により無料にて派遣させていただくこともできますのでご相談ください。相談、研修の内容は、成年後見制度に限らず、周辺にある問題、例えば遺言のこと、相続のことなどにわたってもOKです。また、軽度の知的障害や精神障害のある方など、比較的若い方に向けて、成年後見制度利用をPRし、簡単に制度を説明するためのツールとして、紙芝居を作成しました。紙芝居を使つての出前講座や相談会なども行います。

ご要望・ご質問などがございましたら、リーガルサポートあいちまでお気軽にお問い合わせ下さい。

※尚、ご依頼件数が年度の予算枠を超えた場合、講師・相談員の無料派遣には応じられない場合がございますことをご了承ください。



◆平成24年度秋期集中研修会のお知らせ◆

今年は、権利擁護・精神障害・発達障害をテーマに研修を行います。すべての講義が申込不要・参加無料です。是非ともご参加下さい。

日時：平成24年10月27日（土）午前10時分から午後6時00分（予定）
場所 愛知県司法書士会 2階大会議室（名古屋市熱田区新尾頭一丁目12-3）
（以下予定・詳細は次号でお知らせします。）

- 第1講 10:00~11:30 「精神障害について」(仮称)
- 第2講 13:00~14:30 同上
- 第3講 14:45~16:15 「発達障害について」(仮称)
- 第4講 16:30~18:00 「成年後見と権利擁護」(仮称)



◆電話相談・いつでもお気軽にお電話ください◆

リーガルサポートあいちでは、電話での相談に対応しています。是非、ご利用下さい。受付電話にお電話いただきますと、担当司法書士から折り返し、お電話をいたします。折り返しのお電話に多少のお時間をいただく場合もありますことをご了承ください。

電話相談対応日 毎週月曜日から金曜日（祝日除く）
午前10時から午後3時まで

受付電話番号 052-683-6696（リーガルサポートあいち 事務局）



死後事務とは？

被後見人が亡くなると後見は終了します。しかし、被後見人が亡くなって、それで職務のすべてが終了というわけではありません。後見終了の管理の計算や（民法第870条）や後見の終了登記（後見登記第8条1項）など、法律で決まった後見人の職務が残っていますし、更に、実際には、後見人は法的根拠の不明確な様々な事務を行わなくてはならない場面に直面します。これら被後見人が亡くなった後の後見人の仕事を死後事務と言います。

被後見人が亡くなった後、後見人（であったもの）による死後事務に関する法的根拠としては、応急処分義務あるいは事務管理が検討されます。しかし、死後事務の中には、応急処分義務や事務管理の規定に該当する仕事もありますが、これらの規定を根拠とするには無理がある仕事もあり、悩ましいところです。また、死後事務が必要だという要望の下に無制限に死後事務に含めてゆくことは、相続法にも抵触しますので避けるべきです。

司法書士後見人 **あいち花子** の事件簿 （個人の特定を避けるため脚色しています。）

私、あいち花子が補助人をさせていただいていた一人暮らしのAさんのお話です。（補助は後見類型のひとつです。）Aさんは数年前に奥様を亡くされました。お子さんはいらっしゃいませんでした。最近物忘れが激しく、自宅には同じような電化製品がダンボールに入ったままいくつも放置されていたり、通信販売で購入したことを忘れて何度も同じものを注文するので、気が付いたヘルパーさんが返品手続きをするようなことが続いていました。Aさんの状況を近所の民生委員さんが心配され、リーガルサポートに相談が持ち込まれました。Aさん自身も自分の物忘れや財産管理の状況を心配されていたので、裁判所に補助の審判の申立を行い、リーガルサポートの会員である私が補助人に選任されました。Aさんは買い物が大好きで、どんどん貯金を取り崩して買い物をされていました。今のままでは近い将来通帳の預金残高がゼロになる状況でした。Aさんの補助の審判には代理権として「預貯金に関する金融機関等との一切の取引」が付与されていたので、私はAさんと相談し、私がAさんの通帳を預かりました。私に通帳を預けてしまったのでAさんは大きなお金を取り崩すことができなくなってしまいました。大好きな買い物を制限されて、財産状況を理解しつつも、ぼそっと「僕のお金をどうして僕が自由に使えないのかな？」とおっしゃいました。後見制度は本人の権利を護ると同時に本人の権利を制限する制度です。そのAさんのつぶやきは、まさにこの制度の光と影を指し示す一言だと思います。たとえ貯金が底をついても自分のお金を自分の好きに使うのはAさんの権利かもしれません。でも、Aさんはいずれ今の預貯金を使って有料施設への入所を希望されていたので、Aさんと「余裕のある範囲での買い物は良いと思うけど、今の状況だと、施設に入るお金も、生活するお金がなくなってしまいますよ。」という話をし、Aさんも理解されて、その後なにか買いたいものがあるとAさんは私に相談してくださるようになりました。月に何回かAさんのご自宅を訪問し、生活状況を確認させていただきながら、Aさんと施設入所のことや若い頃の武勇伝など色々なお話をさせていただくようになってゆきましたが、ある日Aさんは突然心臓発作を起こして急逝されました。Aさんの親族は遠方だったため、私はAさんの死を悲しむ間もなく死後事務に追われました。私たち司法書士のような第三者後見人（親族以外の後見人）にとって後見の終了は多くの場合、被後見人さんの死亡とともに訪れます。私もご縁あってAさんの人生の最期を伴走しました。Aさんの「僕のお金をどうして僕が自由に使えないのかな？」の一言を思い出し、もっと私がAさんにしてあげられることはなかったのかと何度も振り返りました。今でも、このAさんの一言は、私が後見事務の中で本人の利益（ベストインタレスト）を考える時にいつも思い出す言葉になっています。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部（リーガルサポートあいち）

〒456-0018

名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号 愛知県司法書士会館内

TEL 052-683-6696

FAX 052-683-6288

